

付 属 資 料

- 用語解説
- 川崎市環境審議会・廃棄物部会審議経過
- 川崎市環境審議会委員名簿（第6期）
- 川崎市環境審議会廃棄物部会委員名簿（第6期）
- 諮問文

○ 用語解説

あ

- **ICT (Information and Communication Technology) 情報通信技術**
情報・通信に関する技術の総称。従来から使われている「IT (Information Technology)」に代わる言葉として使われている。海外では、IT より ICT のほうが一般的である。
- **RDF (Refuse Derived Fuel) ごみ固形化燃料**
生ごみ、廃プラスチック、古紙などの可燃性のごみを、粉碎・乾燥したのちに生石灰を混合して、圧縮・固化したものをさす。乾燥・圧縮・形成されているため、輸送や長期保管が可能となり、主に熱源として利用される。
- **温室効果ガス**
赤外線を吸収する能力をもつ気体のこと。大気中に存在すると温室効果をもたらすのでこの呼び名がある。温室効果ガスは地表面からの熱をいったん吸収し、熱の一部を地表面に下向きに放射する。日射に加えて、こうした放射による加熱があるため、地表面はより高い温度となり、温室効果がもたらされる。

か

- **川崎エコタウン事業**
川崎臨海地区を構成する企業が主体となって、地域への環境負荷をできるだけ削減し、環境と産業活動が調和した持続可能な社会をめざすまちのこと。
- **グリーン購入**
環境負荷の低減に資する製品やサービスを積極的に購入することをいう。特に国等の公的機関が率先して環境にやさしい製品などの調達や情報提供を促進することを定めた「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)が施行されたことに伴い、事業者、市民などさまざまな関係者においても同様な取組が促進されている。
- **公共下水道の処理区域外**
地形的な問題で下水道に接続できない地域や公共下水道が整備されていない地域のこと。臨海部は埋立地であるため、地形的に下水道を接続できない。

- **ごみ非常事態宣言**

急激なごみ量の増加に対して、市民、事業者にごみの減量、資源化の推進への積極的な協力を働きかけるために、川崎市が 1990(平成 2)年 6 月に行った宣言のこと。1985(昭和 60)年から 1989(平成元)年までの 5 年間は、ごみ量が毎年 5%を超える勢いで増加し、このまま増え続けると、市の焼却処理能力の限界に迫る状況だった。

さ

- **3 処理センター体制**

3 処理センター体制とは、現在の 4 つのごみ焼却処理施設の敷地を有効活用し、市全体で通常、3 つの処理センターを稼働し、1 つの処理センターを休止、建設中とする体制をいい、2015(平成 27)年度からスタートした体制のこと。

- **CCかわさき“エコ暮らし”**

2011(平成 23)年 3 月から行っている低炭素・資源循環・自然共生の三つの取組を柱に、環境配慮行動を広く市民に呼びかけているキャンペーン。

- **浄化槽**

水洗式便所と連結して、屎尿（糞および尿）および、それと併せて雑排水（生活に伴い発生する汚水（生活排水））を処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備であり、現在の法律では、合併浄化槽のことを一般に「浄化槽」と呼ぶ。単独浄化槽は、屎尿（便所からの汚水）のみを処理するものである。

- **食品ロス**

食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品。小売店での売れ残り・期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し・食材の余りなどが主な原因。

日本で年間約 1,760 万トン排出される食品廃棄物のうち 500 万～800 万トンが食品ロスとされる。（農林水産省総合食料局における 2011(平成 23)年度推計）

- **生活雑排水**

家庭からの排水のうち、屎尿（しにょう）や水洗便所からの排水以外のもの。台所や洗濯・風呂などの排水。

た

- **第四次環境基本計画**

環境基本法に基づき、国が環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもの。これまでに3回（1994(平成6)年、2000(平成12)年、2006(平成18)年）策定。2011(平成23)年3月の環境大臣からの諮問を受け、中央環境審議会総合政策部会等で第四次環境基本計画案について議論し、2012(平成24)年4月18日開催の第68回中央環境審議会総合政策部会において第四次環境基本計画の答申案が了承された。2012(平成24)年4月27日に閣議決定。

- **第三次循環型社会形成推進基本計画**

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもの。同法の中で、本計画は概ね5年ごとに見直しを行うものとされており、環境省では、2008(平成20)年3月に策定された現行計画の見直しを検討するため、2012(平成24)年11月に中央環境審議会に諮問を行った。

中央環境審議会での審議の結果、2013(平成25)年5月29日に答申案が取りまとめられ、中央環境審議会議長から答申が行われた。2013(平成25)年5月31日に閣議決定。

- **ディスポーザ排水処理システム**

ディスポーザで粉砕した生ごみを含む排水を、排水処理装置で処理してから下水道に流すもので、生物処理タイプと機械処理タイプがある。

生物処理タイプの排水処理は、専用排水管で処理槽に導き、浄化槽のように微生物の働きで処理するもので、浄化槽と同様に定期的な汚泥の引き抜きが必要。

機械処理タイプの排水処理は、機械的な装置によって固液分離し、液体を下水道に流す。固体は乾燥等により減容されたものを、使用者が定期的にごみ等として処分する。

- **統合的に（取り組む）**

（機能を高めるために）2つ以上のものを合わせて一つのまとまりあるものとして、取り組んでいくこと。

は

- **バイオマス発電**

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをバイオマス資源といい、廃棄物系バイオマスとしては、剪定枝、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。こうしたものを、エネルギー源として利用する発電。バイオマスを直接燃焼して得られる熱で発電する方法と、バイオマスから得たガス（バイオガス）を利用して発電する方法がある。

また、生ごみは生物由来であり、植物の成長過程でCO₂を吸収するため、国際的な取り決め（IPCC ガイドライン）では、生ごみなどのバイオマス資源の焼却処理に伴うCO₂の排出については、温室効果ガス排出量の算定には含めないこととされている。

- **廃プラスチック類**

焼却ごみに含まれるプラスチック製品やプラスチック製容器包装等のこと。「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（2015(平成27)年4月環境省）」でもこの表記が使われている。

- **PDCAサイクル**

事業等の活動の管理を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段落を繰り返すことにより継続的な改善を実現するもの。

- **普通ごみ**

川崎市での分別収集の分類名であり、「空き缶・ペットボトル、空きびん、使用済み乾電池、ミックスペーパー、プラスチック製容器包装、小物金属、粗大ごみ」以外のごみのこと。なお、ごみの名称や分別方法は、各自治体で異なる。

- **閉鎖性海域**

地理的要因で、水の流出入の機会が乏しい環境におかれている海を指す。自然による自浄作用が緩慢なため人間による自然破壊が決定的な環境破壊につながりやすい。

ま

- **ミックスペーパー**

川崎市での分別収集の分類名であり、「汚れた紙・臭いの強い紙」と「資源集団回収の対象物である新聞紙・雑誌・段ボール・牛乳パック等」以外のすべての紙類のこと。他都市と比べると、収集種類の範囲が広く、窓付き封筒やホッチキスでとめた書類もそのまま出せる。紙袋に入れるか、紙ひもで縛って排出する。

- 容器包装リサイクル法

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、一般廃棄物の中の容積比で 6 割弱を占める空き缶、空きびん、ペットボトル等の容器包装廃棄物の減量、資源化を目的として、1995(平成 7)年 6 月に制定された。この法律では、「消費者は分別排出」、「市町村は分別収集」、「事業者は再商品化（有償または無償で譲渡できる状態にすること）」など、それぞれの役割が規定されている。ちなみに「容器包装」とは、商品の容器及び包装であって、その商品が消費されたり分離されたりする場合に不要になるもののことをいう。

○川崎市環境審議会・廃棄物部会審議経過

開催日	会議名	内容
2014(平成26)年 4月28日(月)	環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 基本計画改定の考え方について諮問
2014(平成26)年 4月28日(月)	第1回廃棄物部会	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 正副部会長選出 ➤ 一般廃棄物処理基本計画の改定 ➤ 今後の検討スケジュール
2014(平成26)年 5月27日(火)	第2回廃棄物部会	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 今後の取組課題 ➤ 基本計画策定の基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念と基本方針・基本計画の期間 ・基本計画の目標
2014(平成26)年 7月28日(月)	第3回廃棄物部会	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 基本計画策定の基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念と基本方針 ・基本施策 ・基本計画の期間、目標 ➤ 個別課題についての検討（生ごみ対策）
2014(平成26)年 9月1日(月)	第4回廃棄物部会	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 基本計画策定の基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念と基本方針 ・基本施策 ・基本計画の目標、指標 ➤ 個別課題についての検討（経済的手法）
2014(平成26)年 10月27日(月)	第5回廃棄物部会	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 個別課題についての検討 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢社会への対応 ・不適正排出等への対策 ・廃棄物エネルギーの活用 ➤ 基本計画における目標値の考え方 ➤ 基本計画の改定の考え方（中間報告）（骨子） ➤ 2013(平成25)年度の基本計画の実績報告
2014(平成26)年 12月22日(月)	第6回廃棄物部会	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 基本計画の改定の考え方（中間報告）（部会案）
2015(平成27)年 2月9日(月)	環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 基本計画の改定の考え方（中間報告）
2015(平成27)年 3月17日(火)	第7回廃棄物部会	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 基本計画（し尿等処理編）の基本的な考え方 ➤ 行動計画（ごみ処理編）の基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・行動計画の策定 ・行動計画の期間 ・行動計画の目標

開催日	会議名	内容
2015(平成 27)年 5月15日(金)	第1回廃棄物部会	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 行動計画の目標設定 ➤ ごみ減量推進市民会議での検討報告 ➤ 行動計画における具体的施策（重点施策）
2015(平成 27)年 7月10日(金)	第2回廃棄物部会	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 基本計画の改定の考え方（答申案）
2015(平成 27)年 9月1日(火)	第3回廃棄物部会	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 基本計画の改定の考え方（答申案）
2015(平成 27)年 10月9日(金)	環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 基本計画の改定の考え方（答申案審議）

○川崎市環境審議会委員名簿（第6期）

（平成26年7月28日時点）

番号	氏名	所属等	専門分野等	備考
1	石川 幹子	中央大学理工学部人間総合理工学科教授	環境デザイン	
2	大迫 政浩	(独)国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター長	環境工学	
3	太田 史一	川崎市医師会理事	市民代表	
4	金子 大助	市民公募（廃棄物分野）	市民代表	
5	金子 守正	市民公募（廃棄物分野）	市民代表	
6	神戸 治夫	川崎公害病患者と家族の会顧問	市民代表	
7	窪田 亜矢	東京大学大学院工学系研究科准教授	都市計画・都市デザイン	
8	桑原 勇進	上智大学法学部教授	環境法・行政法	
9	神崎 真紀男	川崎商工会議所議員	市民代表	
10	小西 淑人	一般社団法人日本繊維状物質研究協会専務理事	作業環境管理学・繊維状エアゾル計測	
11	坂本 和彦	埼玉大学名誉教授、埼玉県環境科学国際センター総長	大気環境科学	
12	庄司 佳子	川崎市地球温暖化防止活動推進センター（認定NPO法人アクト川崎副理事長）	市民代表	
13	進士 五十八	東京農業大学名誉教授	環境学・造園学	
14	杉山 涼子	常葉大学社会環境学部教授	社会工学	
15	鈴木 誠	東京農業大学地域環境科学部教授	造園学	
16	立川 勲	セレサ川崎農業協同組合 代表理事副組合長	市民代表	
17	藤井 修二	東京工業大学大学院教授	建築環境工学	
18	藤田 由紀子	専修大学法学部教授	行政学・公共政策	
19	藤吉 誠一郎	川崎地域連合副議長	市民代表	
20	藤吉 秀昭	(財)日本環境衛生センター 常務理事	廃棄物処理工学	
21	藤原 俊六郎	明治大学農学部特任教授	土壌肥料・リサイクル	
22	淵田 孝一	市民公募（公害対策分野）	市民代表	
23	古谷 欣治	川崎市廃棄物減量指導員連絡協議会副会長	市民代表	臨時委員
24	森川 友生男	川崎市一般廃棄物処理業連絡協議会副会長	市民代表	
25	三角 治洋	市民公募（公害対策部会）	市民代表	
26	南 佳典	玉川大学農学部教授	生態学、環境動態学	
27	村上 公哉	芝浦工業大学工学部建築工学科教授	環境エネルギー計画	
28	山内 昭伍	川崎市全町内会連合会理事	市民代表	
29	山村 辰男	市民公募（緑・公園分野）	市民代表	
30	余郷 昌昭	市民公募（緑・公園分野）	市民代表	
31	横田 睦	公益社団法人全日本墓園協会主任研究員	墓園関係	臨時委員
32	吉門 洋	一般財団法人日本気象協会参与	大気環境科学	

※任期：平成26年3月1日から平成28年2月29日まで

（50音順、敬称略）

(平成 27 年 7 月 22 日時点)

番号	氏名	所属等	専門分野等	備考
1	石川 幹子	中央大学理工学部人間総合理工学科教授	環境デザイン	
2	大迫 政浩	(独)国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター長	環境工学	
3	金崎 明夫	川崎商工会議所議員	市民代表	
4	金子 大助	市民公募 (廃棄物分野)	市民代表	
5	金子 守正	市民公募 (廃棄物分野)	市民代表	
6	神戸 治夫	川崎公害病患者と家族の会顧問	市民代表	
7	木下 俊之	川崎市医師会理事	市民代表	
8	窪田 亜矢	東京大学大学院工学系研究科准教授	都市計画・都市デザイン	
9	桑原 勇進	上智大学法学部教授	環境法・行政法	
10	小西 淑人	一般社団法人日本繊維状物質研究協会専務理事	作業環境管理学・繊維状エアゾル計測	
11	坂本 和彦	埼玉大学名誉教授、埼玉県環境科学国際センター総長 (一財)日本環境衛生センター アジア大気汚染研究センター所長	大気環境科学	
12	庄司 佳子	川崎市地球温暖化防止活動推進センター (認定NPO法人アクト川崎副理事長)	市民代表	
13	進士 五十八	東京農業大学名誉教授	環境学・造園学	
14	杉山 涼子	常葉大学社会環境学部教授	社会工学	
15	鈴木 誠	東京農業大学地域環境科学部教授	造園学	
16	立川 勲	セレサ川崎農業協同組合 代表理事副組合長	市民代表	
17	藤井 修二	東京工業大学名誉教授	建築環境工学	
18	藤田 由紀子	学習院大学法学部教授	行政学・公共政策	
19	藤吉 誠一郎	川崎地域連合副議長	市民代表	
20	藤吉 秀昭	(一財)日本環境衛生センター 常務理事	廃棄物処理工学	
21	藤原 俊六郎	明治大学農学部特任教授	土壌肥料・リサイクル	
22	淵田 孝一	市民公募 (公害対策分野)	市民代表	
23	古谷 欣治	川崎市廃棄物減量指導員連絡協議会副会長	市民代表	臨時委員
24	森川 友生男	川崎市一般廃棄物処理業連絡協議会副会長	市民代表	
25	三角 治洋	市民公募 (公害対策部会)	市民代表	
26	南 佳典	玉川大学農学部教授	生態学、環境動態学	
27	村上 公哉	芝浦工業大学工学部建築工学科教授	環境エネルギー計画	
28	山内 昭伍	川崎市全町内会連合会理事	市民代表	
29	山村 辰男	市民公募 (緑・公園分野)	市民代表	
30	余郷 昌昭	市民公募 (緑・公園分野)	市民代表	
31	吉門 洋	(一財)日本気象協会参与	大気環境科学	

※任期：平成 26 年 3 月 1 日から平成 28 年 2 月 29 日まで

(50 音順、敬称略)

○川崎市環境審議会廃棄物部会委員名簿（第6期）

(50音順、敬称略)

番号	氏名	所属等	専門分野等	備考
1	大迫 政浩	(独)国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター長	環境工学	
2	金子 大助	市民公募（廃棄物分野）	市民代表	
3	金子 守正	市民公募（廃棄物分野）	市民代表	
4	庄司 佳子	川崎市地球温暖化防止活動推進センター（認定NPO法人アクト川崎副理事長）	市民代表	副部会長
5	杉山 涼子	常葉大学社会環境学部教授	社会工学	
6	藤吉 秀昭	(財)日本環境衛生センター 常務理事	廃棄物処理工学	部会長
7	藤原 俊六郎	明治大学農学部特任教授	土壌肥料・リサイクル	
8	古谷 欣治	川崎市廃棄物減量指導員連絡協議会副会長	市民代表	臨時委員
9	森川 友生男	川崎市一般廃棄物処理業連絡協議会副会長	市民代表	
10	山内 昭伍	川崎市全町内会連合会理事	市民代表	

※任期:平成26年3月1日から平成28年2月29日まで

(平成26年7月28日時点)

26川環廃政第 2号
平成26年 4月28日

川崎市環境審議会
会長 進士 五十八 様

川崎市長 福田 紀彦



川崎市一般廃棄物処理基本計画の改定の考え方について（諮問）

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成4年12月24日川崎市条例第51号）第45条の2の規定に基づき、標記の件について、貴審議会の御意見を伺います。

（諮問の趣旨）

本市においては、平成17年4月に「地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指して」を基本理念として策定した「川崎市一般廃棄物処理基本計画（かわさきチャレンジ・3R）」に基づき、市民・事業者・行政が一体となった取組を推進してきました。

この間、3Rの推進に加え、地球温暖化の防止など社会状況の変化に対応するため、具体的施策を定めた行動計画を策定しながら施策を推進した結果、市民1人1日あたりのごみ排出量は、基本計画の目標年度より前に既に達成しており、他の目標についても概ね達成が見込まれるなど、効果的・効率的な資源循環型の廃棄物処理体制の構築に向け、一定の成果をあげることができました。

このような成果を踏まえつつ、現行の基本計画の計画期間が平成27年度までとなっていることから、平成28年度を始期とする新たな基本計画が必要となります。

つきましては、新たな基本計画の改定の考え方について、貴審議会の専門的かつ広い見地に立った御意見を伺うものです。

（環境局生活環境部廃棄物政策担当）

電話 044-200-2557

